平成２８年（フ）第１９６１号
大阪府八尾市太子堂２丁目３番16―102号、前住所大阪府八尾市南植松町３丁目32番地の24
破産者　坂倉　法将
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７３号
大阪府八尾市刑部１丁目203番地
破産者　中里　節子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２０号
大阪市中央区千日前１丁目７番５号　相合ビル502号
破産者　上田　秀典
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３２号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目１番17号
破産者　北川　卓二
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１３号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　ベストレジデンス岸里　306号
破産者　安在　一幸
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１８号
大阪府東大阪市加納８丁目４番12号　加納ハイツ　608号
破産者　三浦　　実
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３号
大阪府高石市千代田１丁目１番15―302号
破産者　柳原　　泰
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
堺市堺区向陵中町１丁５番29―305号
破産者　片上　太郎
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
神戸市垂水区清水が丘３丁目11番12号
破産者　宮脇　早苗
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４３号
神戸市長田区長田町１丁目３番１―803号
破産者　肉焼処愛庵こと　田邊　元昭
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１号
兵庫県伊丹市大野１丁目61番地１　伊丹大野パークホームズ204号
破産者　宮野　直輝
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１２―205
破産者　浦本　幸二
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１２―205
破産者　浦本　典子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
兵庫県川西市東久代２丁目７番３号
破産者　河上　悦子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目58番地（508）、前住所京都府亀岡市畑野町広野白砂２番地40
破産者　森山　隆宏
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
奈良県天理市平等坊町199番地８
破産者　野村　吉文
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
香川県高松市太田下町1653番地10
破産者　田井　正信
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
北九州市八幡西区御開３丁目３番32―403号、開始決定時の住所北九州市若松区鴨生田４丁目２番29号
破産者　村上　章子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４０８号
福岡県中間市中間３丁目９番７号
破産者　山室　節子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部